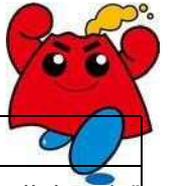


## 【動物用再生医療等製品販売業許可申請手続きについて】

申請は店舗の所在地を管轄する家畜保健衛生所で行ってください。

受付時間：平日 午前8：30～11：30 午後1：00～4：30



必要書類	注意！
<input type="checkbox"/> 動物用再生医療等製品販売業許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 兼営事業の種類は、「動物用医薬品店舗販売業」等、<u>薬事関連業務を記載</u>し、兼業がない場合は「無し」と記載</li> <li>○ 法人の場合、名称及び代表者の氏名を記載</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 営業所所在地の略図	○ 営業所の場所を赤枠等で明確にしてください
<input type="checkbox"/> 営業所の平面図	○ 動物用再生医療等製品の配置場所を赤枠等で明確に
<input type="checkbox"/> 営業所管理者の資格を証する書類	<p>下記のいずれかを提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再生医療等製品営業所管理者の資格を証する書類（薬剤師免許証，卒業証明書，履修証明書等の写し（<u>原本確認あり</u>），従事年数証明書等）</li> </ul> <p>〔再生医療等製品営業所管理者の資格要件〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 薬剤師</li> <li>2 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校において、薬学，化学又は生物学に関する専門の課程を修了した者</li> <li>3 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校において、薬学，化学又は生物学に関する科目を修得した後，再生医療等製品の販売に関する業務に三年以上従事した者</li> <li>4 再生医療等製品の販売に関する業務に五年以上従事した者</li> <li>5 農林水産大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者</li> </ol>
<input type="checkbox"/> 営業所管理者の雇用証明書	※ 管理者と雇用者が異なる場合
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	○ 法人の場合提出してください (発行日から6ヶ月以内のもの)
<input type="checkbox"/> 組織規定(図)又は業務分掌表等	○ 法人の場合，薬事に関する業務に責任を有する役員の範囲を赤枠等で明確にしてください

手数料：29,200円（鹿児島県収入証紙）

※鹿児島県収入証紙の販売場所については，県のホームページ等でご確認ください。

※受付，書類審査後に，日程等を調整の上，構造設備の概要等について店舗立入審査をおこないます。

※不明な点がありましたら，管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください。

